

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第二十一号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第十項に次の一号を加える。

六 暴力団等から銃器による危害を加えられるおそれがあると警察本部長が認める者を保護するために行う身辺警戒及び固定警戒 八百二十円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。